

社員紹介コーナー

3月に長崎商業高校を卒業した宮崎玲奈です。趣味は中学時代から続けているソフトテニスをするのと、旅行に行くことです。まだまだ未熟でわからないことがたくさんありますが、笑顔と努力を忘れずに精一杯頑張りたいと思います。これからよろしくお願ひします。



宮崎 玲奈

平成25年4月入社

社員からのコメント

尾下：宮崎さんは、今年高校を卒業したばかりの、ちょっと天然っぽいかわいらしい女性です。新入社員のもつフレッシュな空気とガッツで会社を明るくしてくれることを期待しています。

下岸：今年も新卒の若い仲間が増えました！毎日、笑顔で仕事に取り組んでおり、社内も賑やかになりました。まだまだ慣れないことばかりだと思いますが、先輩方に指導してもらい、早く仕事に慣れるように頑張ってください。

深堀：入社当時はガチガチに緊張をして大人しい女性でしたが、仕事や社内の雰囲気にも慣れたのか、今は積極的に話しかけてくれる明るい女性になりました。たくさん仕事を覚えて、頼もしい人財になってください！

消費税率の引上げと経過措置

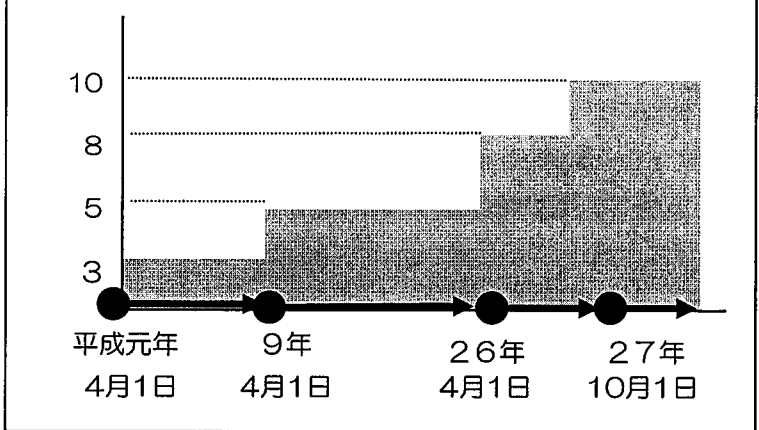
消費税法が改正され、消費税(消費税及び地方消費税)の税率が2段階にわけて引上げられることとなりました。第一弾は現行の5%から8%へ、第二弾は8%から10%への引上げです。これらの引上げは経済財政状況等を総合的に勘案して、最終的に実行されるかどうか判断されることとなっています。

○ 引上げの実施時期

消費税率の引上げ時期は“経過措置”が適用されるものを除き、第一弾は平成26年4月1日から、第二弾は平成27年10月1日から適用が開始されます。

この“経過措置”とは、新しい消費税率が適用されるべき時期であるにもかかわらず、一定の場合については、従前の消費税率を適用する特例です。これは、平成9年の消費税率引上げ時期にも講じられている措置です。

参考：消費税の適用税率と適用時期
(適用税率：%)



○ 経過措置の適用例

経過措置として平成26年4月1日以後でも5%が適用されるケースを、いくつかご紹介しましょう。

経過措置の一例(概要)	ケース(いずれも経過措置の要件に該当)
①請負工事の契約を平成25年9月30日までに契約し、平成26年4月1日以後に引渡しが行われた場合の請負代金	平成25年8月10日に社屋建築請負工事の契約を締結。平成26年10月1日引渡し。 指定日 H25.10.1 用開始日 H26.4.1
②資産の賃貸借契約を平成25年9月30日までに締結し、平成26年4月1日前から同日以後引き続き契約が継続されている等、一定の要件に該当する場合における、平成26年4月1日以後の賃貸借料	平成25年8月20日に車輛のリース契約を締結。リース期間は、平成25年11月1日から5年間。 指定日 H25.10.1 適用開始日 H26.4.1
③平成26年4月1日以後に乗車や入場等を行う目的で平成26年4月1日前に購入したチケット料金等の対価	平成26年1月15日に往復航空券を手配し、料金を同日支払。航空券使用日(搭乗日)は平成26年7月10日・13日。 適用開始日 H26.4.1

(上記以外にも経過措置が設けられています)

なお、上記①・②において指定日以後に対価の変更があった場合には、対価の変更後、上記経過措置の適用はできません。(①の場合には増額部分のみ、経過措置の適用ができません)。また、上記①・②における経過措置の適用については譲渡等を行った事業者側から相手側に対して、請求書等の書面によりこの経過措置の適用を受けたものであることを通知する義務があります。(改正法附則5⑧)。ご注意ください。